

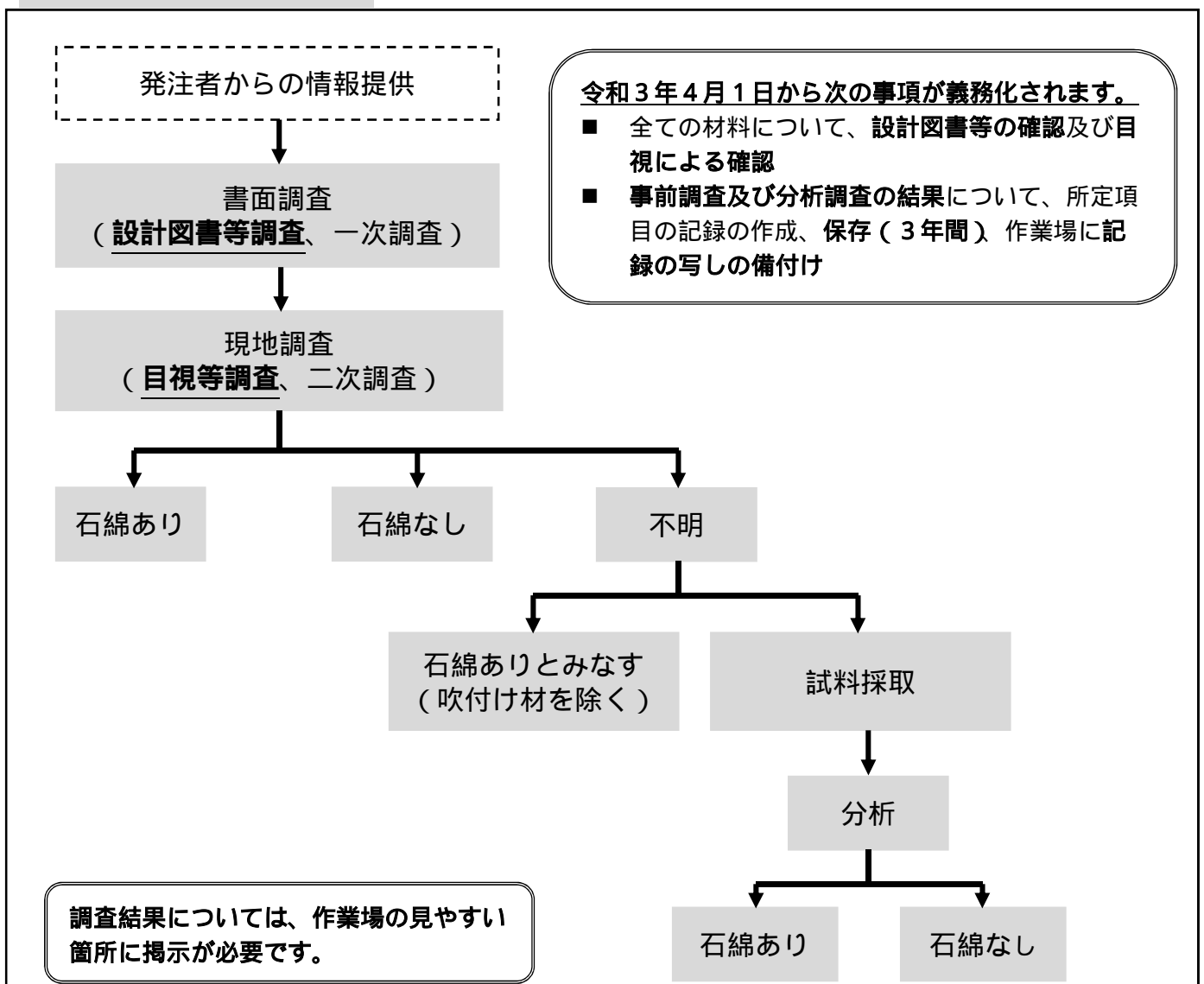
# 建築物等の解体・改修等工事を行う際には、石綿に関する 事前調査・調査結果の掲示・届出 をお願いします

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法により、建築物、工作物等の解体・改修等工事を行うに当たり、石綿の使用の有無について事前調査の実施と調査結果の掲示が義務付けられています。なお、事前調査の結果、石綿の材料レベル について、レベル1、レベル2 が確認された場合は、計画の届出（労働安全衛生規則第90条）又は作業の届出（石綿障害予防規則第5条）及び特定粉じん排出等作業の届出（大気汚染防止法第18条の15）が必要になります。また、石綿の有無にかかわらず建築物の床面積80平方メートル以上の解体工事等を行う場合、建設リサイクル法に基づく届出が必要になります。

材料レベル：レベル1：石綿含有吹付け材/レベル2：石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、/レベル3：その他の石綿含有建材（成形板等）（注）「石綿含有」：0.1重量%を超えて石綿を含有しているもの

石綿障害予防規則を改正する省令が、令和2年10月1日から順次施行されます。改正の内容は、4～6ページをご覧ください。また、大気汚染防止法の一部を改正する法律についても、令和3年4月1日から順次施行されます。概要は、7ページをご覧ください。

## 事前調査の具体的な手順



## 事前調査の結果の揭示方法（モデル様式）

### 【木造建築物の解体など】

#### 石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： 建設株式会社 工事作業所  
現場責任者

建築物等の種別：一般住宅

調査方法：設計図書の確認及び現場における目視  
(調査箇所)(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知：有り(施工記録)

調査結果：外壁 窯業系のサイディング  
屋根 住宅屋根用化粧スレート  
内装・軒天 ケイ酸カルシウム板第1種

調査者氏名および所属： (石綿作業主任者技能講習修了者)

調査終了年月日： 年 月 日

「石綿なし」の  
場合も揭示は必  
要です。

### 【RC建築物の解体など】

#### 石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称： 建設株式会社 工事作業所  
現場責任者

建築物等の種別：ビル

調査方法：設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析  
(調査箇所)(1階から5階まで)




発注者からの通知：有り(設計図書と改修記録)

調査結果：(1階)機械室 壁・天井 吹付ロックウール %  
(2階)事務室 床Pタイル %  
(3階)応接室 天井 岩綿吸音板 %  
(4階)煙突部 カポスタックライナー付き %  
(詳細は、分析結果報告書による。)

調査者氏名および所属：現地調査・試料採取を実施した者  
日本アスベスト調査診断協会登録者  
分析を実施した者  
分析化学(株)(Aランク認定分析技術者)

調査終了年月日： 年 月 日

## 石綿含有建材等の除去・解体工事を行う際に必要な届出一覧表

材料レベル	特定粉じん排出等作業 実施届出	建設リサイクル法第 10条の届出	アスベスト含有建材使用 建築物等解体工事届出書	建設工事 計画届	建築物解体等 作業届
<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材 	<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> (除去/封じ込め/囲い 込み)  届出先：地域振興局 又は長野市役所  届出期日：14日前	<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> (特定建設資材を用いた 建築物の床面積 80 m <sup>2</sup> 以 上の解体工事等を行う場 合に限る)  届出先：建設事務所 又は該当の市役所  届出期日：7日前	<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> 届出先：建設事務所  届出期日：7日前	<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> (耐火・準耐火建築物の 除去作業) 届出先：所轄労働基準監督署 届出期日：14日前	<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> (除去(左記以外)/封 じ込め/囲い込み) 届出先：所轄労働基準監督署 届出期日：あらかじめ
<b>レベル2</b> 石綿含有保温材、 耐火被覆材、断熱材 				<div style="text-align: center;"><b>要</b></div> (除去/封じ込め/囲い込 み) 届出先：所轄労働基準監督署 届出期日：あらかじめ	
<b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 	不要	届出期日：7日前	不要	不要	

関係法令の改正により、令和3年4月1日以降、上表の一部が変更されます。詳細は、P.5、P.7をご覧ください。

# 改正石綿障害予防規則の概要

## 事前調査の方法の明確化（施行期日：令和3年4月1日）

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務付けられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視による確認が必要になります。

設計図書等の文書がない場合は、省略が可。  
構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行う。

- 対象物が以下の表のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることができます。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

## 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用（施行期日：令和3年4月1日）

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務とされていますが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用されることとなります。

## 事前調査、分析調査を行う者の要件の新設（施行期日：令和5年10月1日）

- 建築物の事前調査及び分析調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととなります。
- 事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下の者が該当します。

- ◆ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ◆ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ◆ 一戸建て等石綿含有建材調査者<sup>1</sup>
- ◆ 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者<sup>2</sup>

1：一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限られます

2：令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者（事前調査を行う時点においても同協会に登録されている必要があります。）

- 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者について、以下の者が該当します。

- ◆ 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- ◆ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」によるAランク、Bランクの認定分析技術者

日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

### 事前調査及び分析調査の結果の記録等（施行期日：令和3年4月1日）

- 事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付け、調査を終了した日から3年間保存しなければなりません。
  - ◆ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業場所の住所、工事の名称及び概要
  - ◆ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物等の構造
  - ◆ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析試料を採取場所を含む）
  - ◆ 事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
  - ◆ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
  - ◆ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

### 計画届の対象拡大（施行期日：令和3年4月1日）

- 作業届の対象とされていたものが、下表のとおり新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象へ変更となります。

	建築物、工作物、船舶	
		うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届 計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届 計画届	作業届 計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届 計画届	作業届 計画届

### 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（施行期日：令和4年4月1日）

- 以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければなりません。紙での届出も可
  - 解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
  - 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
  - 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事
- 届出事項
  - ◆ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
  - ◆ 工事の実施期間
  - ◆ 上記の工事の場合は床面積の合計、上記又はの工事の場合は請負代金の額
  - ◆ 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
  - ◆ 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
  - ◆ 石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

## 隔離・漏洩防止措置の強化（施行期日：令和3年4月1日）

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る**集じん・排気装置の点検**や**負圧の点検**について、**以下が追加**されます。

< 集じん・排気装置の点検 >

- ◆ 集じん・排気装置の**設置場所を変更**したときその他集じん・排気装置に**変更を加えた**ときは、**排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**しなければなりません。

< 負圧の点検 >

- ◆ **作業を中断**したときは、**前室が負圧に保たれていることを点検**しなければなりません。
- 石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、**隔離を解いてはならないこと**となります。

## 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- 石綿含有成形品のうち、**けい酸カルシウム板1種を切断等の方法により除去する作業を行うときは、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこと**となります。（施行期日：令和2年10月1日）
- 石綿を含有する仕上げ塗材を**電動工具を用いて除去する作業を行うときは、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこと**となります。（施行期日：令和3年4月1日）

## 石綿含有成形品に対する措置の強化（施行期日：令和2年10月1日）

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、**切断等以外の方法により作業を実施しなければなりません**。

## 作業の記録（施行期日：令和3年4月1日）

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要**が加えられます。
- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況**を**写真等により記録**するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、**3年間保存**しなければならないこととなります。

事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況

隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要

除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間（文書等の記録で可）

## 発注者による配慮（施行期日：令和3年4月1日）

建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならないこととなります。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要

### 規制対象の拡大（施行期日：令和3年4月1日）

- 規制対象について、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大するための規定の整備を行います。また、作業基準を遵守しなければならない者及び作業基準適合命令等の対象となる者に、請負人を加えます。

### 事前調査の信頼性の確保

- 石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付けます。（施行期日：令和4年4月1日）また、調査の方法を法定化等します。（施行期日：令和3年4月1日）

### 直接罰の創設（施行期日：令和3年4月1日）

- 石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設します。

### 不適切な作業の防止（施行期日：令和3年4月1日）

- 元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付けます。また、元請業者は下請負人に対する指導に努めることとします。

### その他（施行期日：令和3年4月1日）

- 都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備を行います。

### 労働基準監督署の所在地一覧

署	所在地・電話	管轄区域
長野	〒380-8573長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎 026(223)6310	長野市(若穂地区を除く)、千曲市、埴科郡、上水内郡
松本	〒390-0852松本市大字島立1696番地 0263(48)5693	松本市(旧梓川村の区域を除く)、塩尻市、安曇野市のうち旧明科町の区域、木曽郡、東筑摩郡
岡谷	〒394-0027岡谷市中央町1-8-4 0266(22)3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田	〒386-0025上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎 0268(22)0338	上田市、東御市、小県郡
飯田	〒395-0051飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎 0265(22)2635	飯田市、下伊那郡
中野	〒383-0022中野市中央1-2-21 0269(22)2105	須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、下水内郡、長野市若穂
小諸	〒384-0017小諸市三和1-6-22 0267(22)1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那	〒396-0015伊那市中央5033-2 0265(72)6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町	〒398-0002大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4F 0261(22)2001	大町市、安曇野市(旧明科町の区域を除く)、北安曇郡、松本市のうち旧梓川村の区域

### 長野県地域振興局・建設事務所の所在地

地域振興局/ 建設事務所	所在地・電話(地域振興局(環境担当課)/建設事務所)	管轄区域
佐久/ 佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎 0267(63)3166 / 0267(63)3160	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
上田/ 上田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎 0268(25)7134 / 0268(25)7143	上田市 1、東御市、小県郡
諏訪/ 諏訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎 0266(57)2952 / 0266(57)2923	岡谷市 2、諏訪市 2、茅野市、諏訪郡
上伊那/ 伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎 0265(76)6817 / 0265(76)6831	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
南信州/ 飯田	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎 0265(53)0434 / 0265(53)0468	飯田市 2、下伊那郡
木曽/ 木曽	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 木曽合同庁舎 0264(25)2234 / 0264(25)2229	木曽郡
松本/ 松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎 0263(40)1941 / 0263(40)1935	松本市 3、塩尻市 2、安曇野市、東筑摩郡
北アルプス/ 大町	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎 0261(23)6563 / 0261(23)6524	大町市、北安曇郡
長野/ 長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎 026(234)9590 / 026(234)9530	長野市 4、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡
北信/ 北信	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎 0269(23)0202 / 0269(23)0220	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

1：建設リサイクル法の届出は市役所建築指導課

2：建設リサイクル法の届出は建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の解体工事に限り、岡谷市都市計画課、飯田市地域計画課、諏訪市都市計画課、塩尻市建築住宅課、それ以外の対象工事は管轄する建設事務所

3：建設リサイクル法の届出は市役所建築指導課(令和3年4月からは、特定粉じん排出等作業実施届出書の届出は市役所環境保全課)

4：特定粉じん排出等作業実施届出書の届出は市役所環境保全課、建設リサイクル法の届出は市役所建築指導課



長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署  
長野県環境部水大気環境課  
長野県建設部建築住宅課